

会 議 録（要旨）

会議の名称	令和４年度第１回茨木市大規模小売店舗立地審議会
開催日時	令和４年８月１８日（木） 午前 １０時００分 開会 午前 １１時００分 閉会
開催場所	茨木市福祉文化会館２階 ２０３号室
出席者	[委員] 村上 亨 花田 眞理子 加賀 有津子 田中 正人 柳原 崇男 【５人】
欠席者	梅宮 典子 【１人】
事務局職員	松本産業環境部長、河原商工労政課長、 渡口商工労政課総務係長、酒井商工労政課職員 【４人】
開催形態	公開
議題（案件）	(1) 会長・副会長の選出について (2) 会議の公開・非公開等について (3) 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議について (4) 大規模小売店舗立地法に基づく届出案件について 「（仮称）茨木市豊川三丁目複合店舗新築工事」（新設） (5) その他
配布資料	(1) 茨木市大規模小売店舗立地審議会規則 (2) 茨木市審議会等の会議の公開に関する指針（抜粋） (3) 茨木市情報公開条例（抜粋） (4) 審議案件の概要 (5) 審議案件説明資料

議事の経過

1 開会あいさつ

事務局：開会のあいさつ

2 委員及び事務局職員紹介

事務局：各委員及び事務局職員の紹介

3 会長及び副会長の選出

事務局：会長及び副会長の選出について事務局案を提案

委員：事務局案で異議なし

※事務局：以降の議事進行を会長に依頼

4 会議の公開について

事務局：会議の公開について説明及び傍聴希望者の報告。

⇒審議会は原則公開とし、非公開事項該当案件が発生した場合はその都度審議を行うことに決定。

5 会議録の公開について

事務局：会議録の公開について説明。

⇒会議録は発言者を役職名等で表記し、内容を要約したものを、各委員の確認後に公表することに決定。

6 本審議会への設置者の出席について

会長：今回の審議において設置者に出席を求め、現状の説明を聞くことについて提案。

⇒設置者に出席を求めることについて、各委員了承。

※設置者入室

7 大規模小売店舗立地法に基づく届出案件について（（仮称）茨木市豊川三丁目複合店舗）

事務局：届出内容について説明。

①設置者に対する質疑

○各委員の質問は次のとおり。

- (1) 住民説明会に出席された1名は近隣の住民であるのかということについて。
- (2) 新設される建物に入る小売業者について。
- (3) 駐車場が24時間開放されていることによる夜中のたむろ等への懸念について。
- (4) 右折入出庫の防止対策について。
- (5) 緑地帯の整備計画と管理方法について。
- (6) 屋外広告物の掲示場所について。
- (7) 出入口付近にバス停があることへの安全確保について。
- (8) 大型車両の入庫頻度について。
- (9) 歩道との境界の手すりの今後の利用について。
- (10) 太陽光パネルの設置予定について。
- (11) 店舗名称が「(仮称) 茨木市豊川三丁目複合店舗新築工事」となっていることについて。
- (12) 外観の色について。

○上記の質問に対する設置者の回答は次のとおり。

- (1) 質問の内容からの憶測になるが、近隣の住民ではないと思われる。
- (2) 「スギ薬局」と「東京靴流通センター」の2店舗である。
- (3) 駐車場用の照明があるため明るい状況であることと、24時間営業のコンビニエンスストア部分だけ駐車場を開放すると東側の出入口が利用できなくなるため、本来東側出入口から入庫する車両も国道に出ないといけなくなり動線が良くない状況になってしまう。既存の店舗では問題は発生していないため現状の運営を続け、今後問題が発生すれば対応を検討する。
- (4) 現状の既存店舗では経路が定着しており右折入出庫はそれほど発生していないため、看板等の設置は今のところ計画していない。今後店舗がリニューアルすることで右折入出庫が散見されて交通に影響が出るようであれば、看板等の設置を検討する。
- (5) 新築する建物の南東部分と北東部分にブロックで仕切りを設けて、低木の緑地帯を整備する計画である。北東部分については、既存店舗において車両の進入が問題となっていたことへの対策としての緑地整備である。緑地の管理については、設置者から業者に年に数回剪定を委託する予定である。
- (6) 既存店舗の看板をそのまま利用する予定である。
- (7) 駅から近いこともありそれほど乗降者が多いバス停ではないため、既存店舗においても事故等は聞いていない。今後何か問題があれば、バス会社との連携も含めて対応を検討する。
- (8) 大型車両が入りやすいコンビニエンスストアは国道沿いに他にもあるため、それほど頻繁に出入りするような店舗ではない。大型車両が入庫した場合には専用の駐車マスがないため、複数の駐車マスを占有するような駐車がされる可能性はある。

- (9) 国道側の歩道との境界の手すりは現状と変更する予定はない。市道側については現状レベル差がかなりあり、今回の計画で地盤面を下げてレベル差が1 m位になるようにして、その上にフェンスを設置する計画である。
- (10) 現在のところ設置予定はない。
- (11) 3店舗の名称を並べると長くなるため、今後「（仮称）」を取って何らかの名称で変更届を行う予定である。
- (12) 白い外壁になる予定である。

⇒以上をもって設置者に対する質疑は終了。設置者退室。

②答申に関する審議

○答申に関する審議内容は次のとおり。

事務局：検討結果の提示。

・市の意見はなし。

委員：事務局の提案どおりで異議なし。

③総括

本件については市の意見はなし。